

学内における活動

□産大法学（京都産業大学）編集委員

学外における活動

（新聞掲載）

□吉澤卓哉「P2P保険が業界に与える影響について—契約者主導のオンライン相互救済制度の行方—」保険毎日新聞2019年4月25日号4-5頁、同年4月26日号4頁

（社会活動）

□京都市自転車政策審議会特別委員 2015年12月～2017年12月

主要な研究業績

□吉澤卓哉＝安田和弘＝宮根宏一（共著）『保険実務におけるトラブル対応の理論と実践』（2018年10月）保険毎日新聞社

□吉澤卓哉（単著）『保険の仕組み—保険を機能的に捉える—』（2006年5月）千倉書房

□吉澤卓哉（単著）『企業のリスク・ファイナンスと保険』（2001年1月）千倉書房

最近の研究業績

□吉澤卓哉（単著）「P2P保険の『保険』該当性」保険学雑誌644号（2019年3月）77-106頁

□吉澤卓哉（単著）「『そんぽADRセンター』による紛争解決手続事例の検討」産大法学52巻4号（2019年1月）1-113頁

□吉澤卓哉（単著）「傷害保険における2種類の偶然性—原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性—」産大法学52巻2号（2018年7月）29-142頁

□研究テーマ

インシュアテック、国際的な保険取引、保険取引紛争

□研究の取組み

インシュアテック（InsurTech）、保険の仕組み、国際的な保険取引、賠償責任保険や傷害保険などの個別の損害保険商品、新商品開発、保険取引紛争といった論点について、30年以上に亘る保険会社における実務経験を活かして、保険契約法（保険法）や保険監督法（保険業法）などの観点から研究を行っている。

具体的には、第1に、保険の基本的な仕組みを明らかにしたうえで（「主要な研究業績」の第2著書）、インシュアテックや（「最近の研究業績」の第1論文参照）、保険契約法の構造や（吉澤卓哉「保険の仕組みと保険契約法改正—保険法改正内容を保険の仕組みから検証する—」産大法学50巻3・4号（2017年1月）187-209頁参照）、保険の新商品など（ファイナイト保険、キャプティブ保険会社、再保険サイドカー、保険デリバティブ、リスク証券化、生命保険売買。「主要な研究業績」の第3著書）を研究対象としてきた。保険と保険以外の金融商品とを画する判別基準がどこにあるのか、が永年取り組んでいる研究テーマの一つである。

第2に、賠償責任保険（吉澤卓哉「直接請求権のない賠償責任保険の示談代行と弁護士法72条」損害保険研究79巻2号（2017年8月）1-63頁参照）や傷害保険（「最近の研究業績」の第3論文、および、吉澤卓哉「傷害保険における原因事故の捉え方について」産大法学（京都産業大学）51巻2号（2017年7月）1-62頁参照）といった個別保険種目について、基本構造を明らかにしつつ、問題分析を行っている。学界では、死亡保険や自動車保険

に関しては相当の先行研究が存在し、新たな研究もなされているが、賠償責任保険や傷害保険に関する基本的な研究に乏しい。

第3に、国際的な保険取引に関して、国際私法や保険監督法上の問題点について分析を行っている（吉澤卓哉＝横溝大「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約への当該外国の海外直接付保規制の適用可否」生命保険論集202号（2018年3月）1-46頁、吉澤卓哉「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の準拠法—東京地判平成25年5月31日を素材として—」生命保険論集199号（2017年6月）35-68頁参照）。

第4に、保険会社の破綻や、個別の保険取引紛争に関して研究を進めている。保険会社の破綻は社会に大きな影響をもたらすものの、特に損害保険会社の破綻に関する研究がほとんどなされていないため、損害保険会社破綻に関する一連の研究を行った。近時は、個別の保険取引に関する紛争に関する研究を行っている（「最近の研究業績」の第2論文、および、「主要な研究業績」の第1著書参照）。

第5に、経済学者と保険に関する共同研究を行っている。保険に関しても、さらに学際的な研究を進めるべきだと考えるからである。